

Weekly Report

第 794 号

令和7年4月28日

相続人がいない場合、遺産はどうなる？

近年、単身高齢者の増加などにより亡くなった方（被相続人）の財産を引き継ぐ相続人がいないケースが増えており、最高裁の資料によると相続人不在のため国庫帰属となった財産は令和5年度に1千億円を超えています。

◆相続人不在とは

民法では被相続人の財産を相続する権利がある者として法定相続人が定められています。被相続人の配偶者は常に相続人となり、配偶者とともに、①子、②親などの直系尊属、③兄弟姉妹の順番で相続人となりますが、法定相続人になる方がいない場合や相続人全員が相続放棄した場合など、相続人が一人もいない状態を相続人不在といいます。

相続人不在の場合でも被相続人が特定の個人や団体に財産を渡す旨の遺言書を作成していれば、その内容に従って財産の処分が行われます。遺言書がない場合は、利害関係人又は検察官の申立てにより家庭裁判所が相続財産清算人を選任するとともに相続人搜索の公告（6ヵ月以上）や債権申出の公告（2ヵ月以上）を行い、期間内に相続人が現れなければ相続人不在が確定します。

◆財産分与の申し立てができる特別縁故者

特別縁故者に該当する方は、相続人不在の確定後3ヵ月以内に家庭裁判所に財産分与の申し立てができます。特別縁故者とは、①被相続人と同一生計であった方、②被相続人の療養看護に努めた方、③その他被相続人と特別の縁故があった方であり、裁判所の判断により財産分与を受けることができます。

なお、特別縁故者への財産分与などを行った後の残余財産は国庫に帰属することになります。

基礎控除の見直し等による源泉徴収事務

税制改正により、所得税の基礎控除等の見直しや特定親族特別控除の創設などが行われ、令和7年分以後の所得税に適用されますが、これらの改正の施行は令和7年12月1日となります。そのため、令和7年分の給与の源泉徴収事務は11月まで変更はなく、12月に行う年末調整の際に改正後の基礎控除等に基づいて1年間の税額を計算し、改正前の源泉徴収税額との精算を行います。

なお、特定親族（19歳以上23歳未満で合計所得金額58万円超123万円以下）がいる方は特定親族特別控除を適用できますが、特定親族の合計所得金額が100万円以下の場合令和8年以後の給与に係る源泉徴収の際に控除が受けられます。

★★★ 5月のチェックポイント ★★★

- ※自社と取引先のGWの休業日程を確認して納品や集荷などに支障がないようにします。
- ※個人住民税特別徴収の納税通知書が届いたら、6月からの徴収に備えて賃金台帳等に転記するとともに1部を社員本人に交付します。
- ※固定資産税の納税通知書が届いたら、課税内容が適正かチェックして納付期限を確認します。
- ※自動車税・軽自動車税は4月1日現在の所有者に対して課税されます。納税通知書が届いたら売却・廃車等の確認をして納税します。